

エコグリーンとちぎ

安全管理講習会

1. 施設
 - ・施設概要
 - ・受入廃棄物
2. 受入廃棄物の基準
 - ・受入基準
3. 申込から搬入まで
 - ・ご契約までの流れ
4. 搬入予約
 - ・予約方法
 - ・車両受入時間
 - ・受付
 - ・構内
 - ・順守事項
 - ・車両通行に関するお願い
 - ・マニフェスト記入例
(産廃／建廃／電マニ)
5. 搬入
場内運搬のご案内

第2版

1. 施設概要

施設概要



- 運営会社名 株式会社クリーンテックとちぎ
- 施設名 エコグリーンとちぎ
- 所在地 栃木県那須郡那珂川町和見1918番
- 施設種類 産業廃棄物の最終処分(管理型埋立)クローズド型
- 埋立期間 2023年9月～2035年8月

受入廃棄物



- 事業区域面積 65.2ha
- 埋立面積 48,312㎡
- 埋立容量 601,860㎡

■ 最終処分 許可品目

燃え殻(※1)、汚泥(※1、※2、※3)、廃プラスチック類(※2、※3)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(※2)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※2、※3)、鋳さい(※1)、がれき類(※3)、ばいじん(※1)、廃棄物を処分するために処理したもの(施行令第2条第13号廃棄物)

- ※1水銀含有ばいじん等を含む。
- ※2水銀使用製品産業廃棄物を含む。
- ※3石綿含有産業廃棄物を含む。

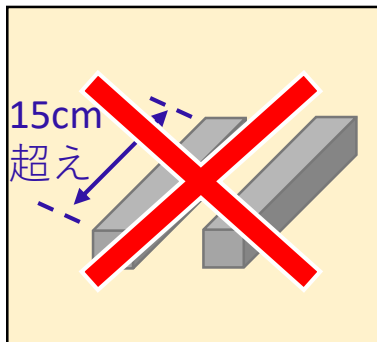
2. 受入廃棄物の基準

受入基準

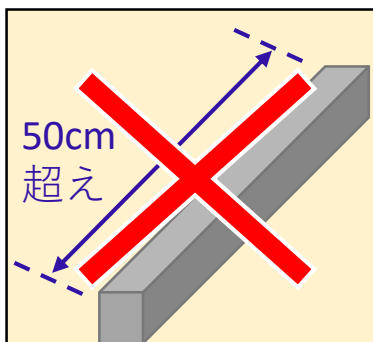
廃棄物の形状

- ①廃プラスチックの一边は15cm以内となります。それを超えるものは受け入れできません。事前に碎いて搬入してください。
- ②廃プラスチック以外の廃棄物の一边は50cm以内になります。それを超えるものは受け入れできません。事前に碎いて搬入してください。
- ③煙突のような廃棄物内に空間のある中空物の受け入れはできません。事前に碎いて搬入してください。
- ④液状の廃棄物は受け入れできません。

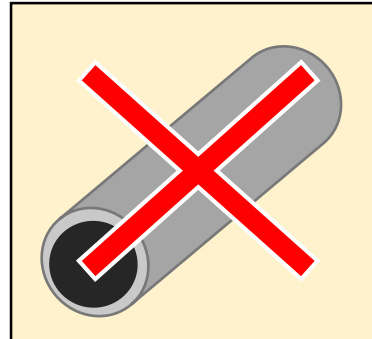
①廃プラ 15cm超え NG



②廃プラ以外 50cm超え NG



③中空物 NG



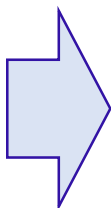
④液状の廃棄物 NG



非飛散性アスベスト（石綿含有産業廃棄物）

- ①輸送中にアスベストを飛散させないため、フレコンパック等への袋詰めか、農業用ビニール、ブルーシートでのラッピングをお願い致します。

バラ NG



フレコンパック OK



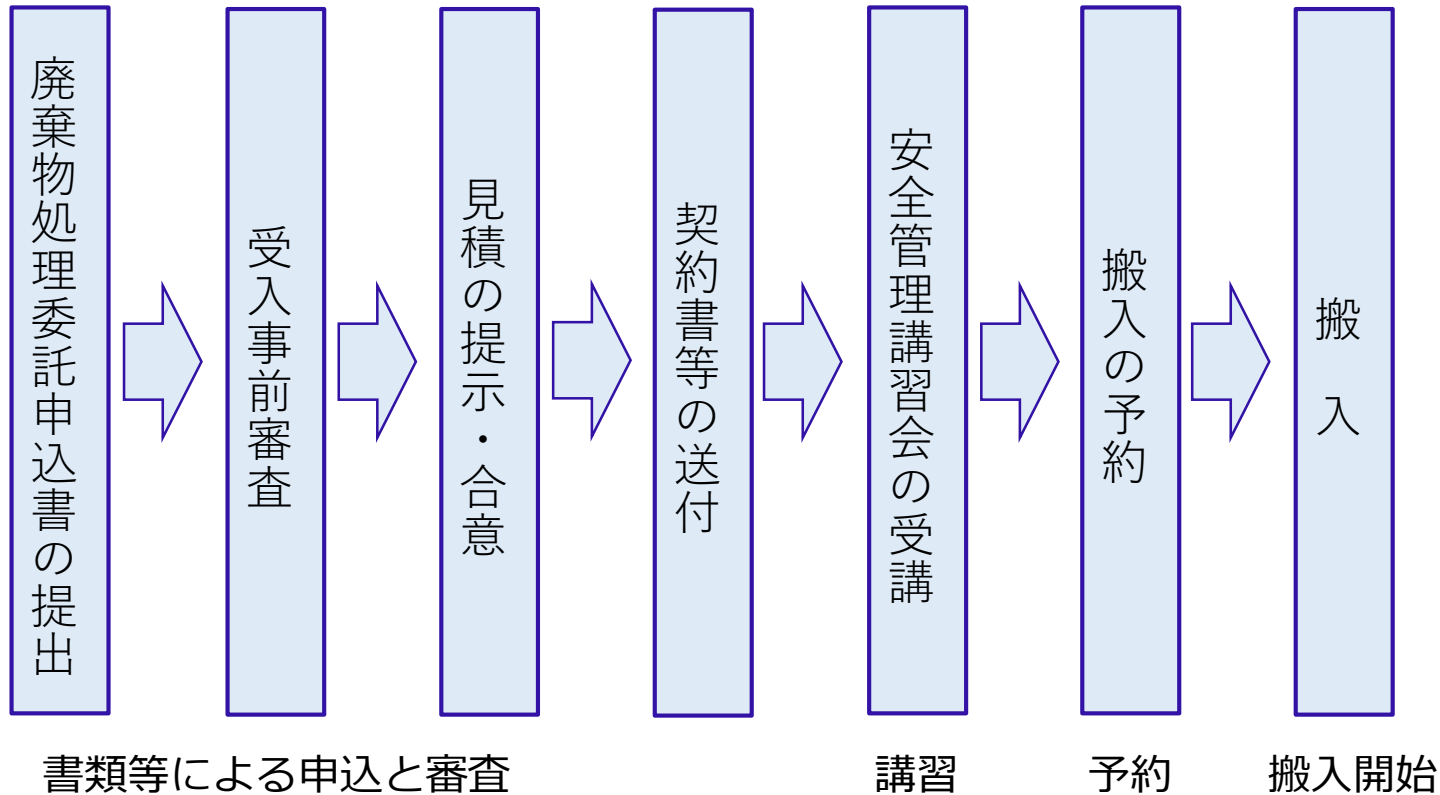
OR

ラッピング OK



3. 申込から搬入まで

ご搬入までの流れ



お問い合わせ先

- ・ ご契約や廃棄物に関すること、その他のお問い合わせ
- ・ 予約、搬入に関すること

株式会社クリーンテックとちぎ 営業部

TEL: 0 2 4 - 5 4 1 - 2 8 1 7

株式会社クリーンテックとちぎ (受入担当)

TEL: 0 2 8 7 - 8 2 - 7 0 0 0

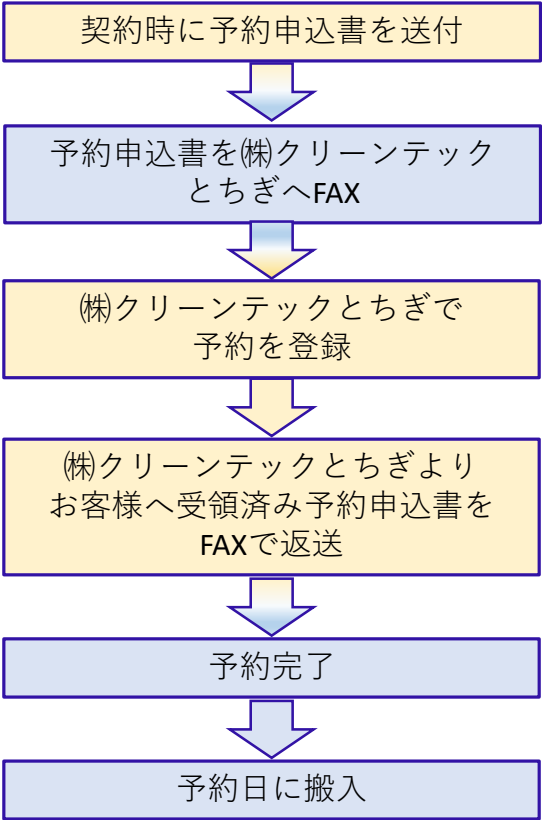
4. 搬入予約

予約方法

エコグリーンとちぎは完全予約制となります。
契約時に予約申込書を送付致しますので、
予約申込書をFAXして予約を行ってください。

予約は搬入日前日の“午前11:30”までとなります。
予約を厳守していただきますよう宜しくお願い致します。

■ 予約～搬入までの流れ



見本

エコグリーンとちぎ 搬入予約申込書

【予約専用FAX】 03-5744-7939

★印部分ご記入の上、搬入希望日前日の11:30までにご連絡ください。
※1車輛につき1枚ご記入ください。
回転する場合は搬入予定時間に回数分チェックしてください。
品目の追記や修正等、記入欄外への記入はなさらないようお願い致します。

送信日	送信社名	株式会社〇〇〇〇〇〇	TEL	XXX-XXX-XXXX
〇月〇日	ご担当者様	〇〇 〇〇	FAX	XXX-XXX-XXXX

排出事業者	株式会社〇〇〇〇〇〇	★搬入車両番号	
収集運搬業者	株式会社〇〇〇〇〇〇	1	2 3
★運搬担当者名 (フルネーム)	〇〇 〇〇	(安全管理講習会受講者に限る)	

★搬入希望日 (土日祝日は休業)	月	日	★搬入回数	2	回
【ア】AM8:30～9:30【イ】AM9:30～11:30【ウ】PM1:00～2:00【エ】PM2:00～4:00 【オ】PM4:00～4:30(時間変更時は連絡をお願いします。PM5:00までに返場完了願います。)					

契約番号	品目	★荷姿		搬入予定 数量	★搬入予定時間			
		バラ	フレコン		アイ	ウ	エ	オ
BKY12345678	汚泥(0200)	✓				✓	✓	

★荷姿
品目をご確認の上、該当する荷姿に ✓ を付けて下さい。
※記入されている荷姿以外での搬入の場合は、
下記のお客様メモ欄に詳細をご記入願います。

【お客様メモ欄】

【クリーンテック使用欄】

【工事名】XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

【排出場所】XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

【委託期間】YYYY/MM/DD～YYYY/MM/DD

最小数量

《お問合せ先》TEL 0287-82-7000

※品目や車番等、ご予約の変更は必ず事前にご連絡ください。

★搬入車両
4桁の車両番号を記入してください。
★運搬担当者名
運転手のお名前を記入してください。

★搬入希望日
搬入のご希望日をご記入ください。
★搬入回数
同一契約内容で回転する場合は、搬入する回転数をご記入ください。
例) 午前1台、午後1台の場合 → 2回

★搬入予定時間
搬入する概算の時間をア～オより選んで
搬入する品目の欄に ✓ を付けて下さい。
2回転の場合、2カ所に ✓ を付けて下さい。

★搬入予定数量
概算予定数量をご記入ください。
※混載の場合は、品目毎にご記入ください。

何かが不明な点がございましたら、
エコグリーンとちぎまでお問合せ下さい。
TEL：0287-82-7000

4. 搬入予約

車両受入時間

【営業日】 月曜日 ～ 金曜日

※年末年始、祝日は除きます。

【午前の部】 08:30 ～11:30まで

※朝の場内への入場は08:30より可能です。

【午後の部】 13:00 ～16:30まで

※道路事情等により、やむをえず搬入が間に合わない場合、またはキャンセルや車両の変更の際は、必ずTEL0287-82-7000までご連絡ください。

**完全予約制
となります！**

順守事項

◇場内ではヘルメット着用を徹底して下さい。

◇公道通行時は袋やフレコンに入っているに関わらず、必ず全体にシートを掛けて走行してください。

◇シートの取り外しは、必ず台貫前に行ってください。

荷台からの落下に注意し、安全第一で作業するようご協力をお願い致します。

※含水率の高い汚泥等が埋立地以外に流出しない様に充分注意して下さい。

※飛散流出防止の徹底の為、再度ご確認をお願い致します。

◇ウイング車、平ボデー等、荷下ろし機能を有さない車両でのご搬入はお断りしております。

※少量のご搬入時等、自力で荷下ろし可能な場合は除きます。

◇「最大積載量」を遵守して安全走行をお願い致します。

◇「産業廃棄物収集運搬車」の表示が義務付けられています。



構内

・処分場内全面禁煙です。



・受付及び積み降ろし等の車両停車時はアイドリングストップをお願い致します。

受付

◇ マニフェスト

マニフェストは必ずご持参頂き、ご記入漏れがない様お願い致します。

※マニフェスト記入漏れ又は誤記入があった場合、ご記入後に最後尾へ並んで頂く事になりますのでご了承下さい。

※場合によっては、搬入致しかねます。

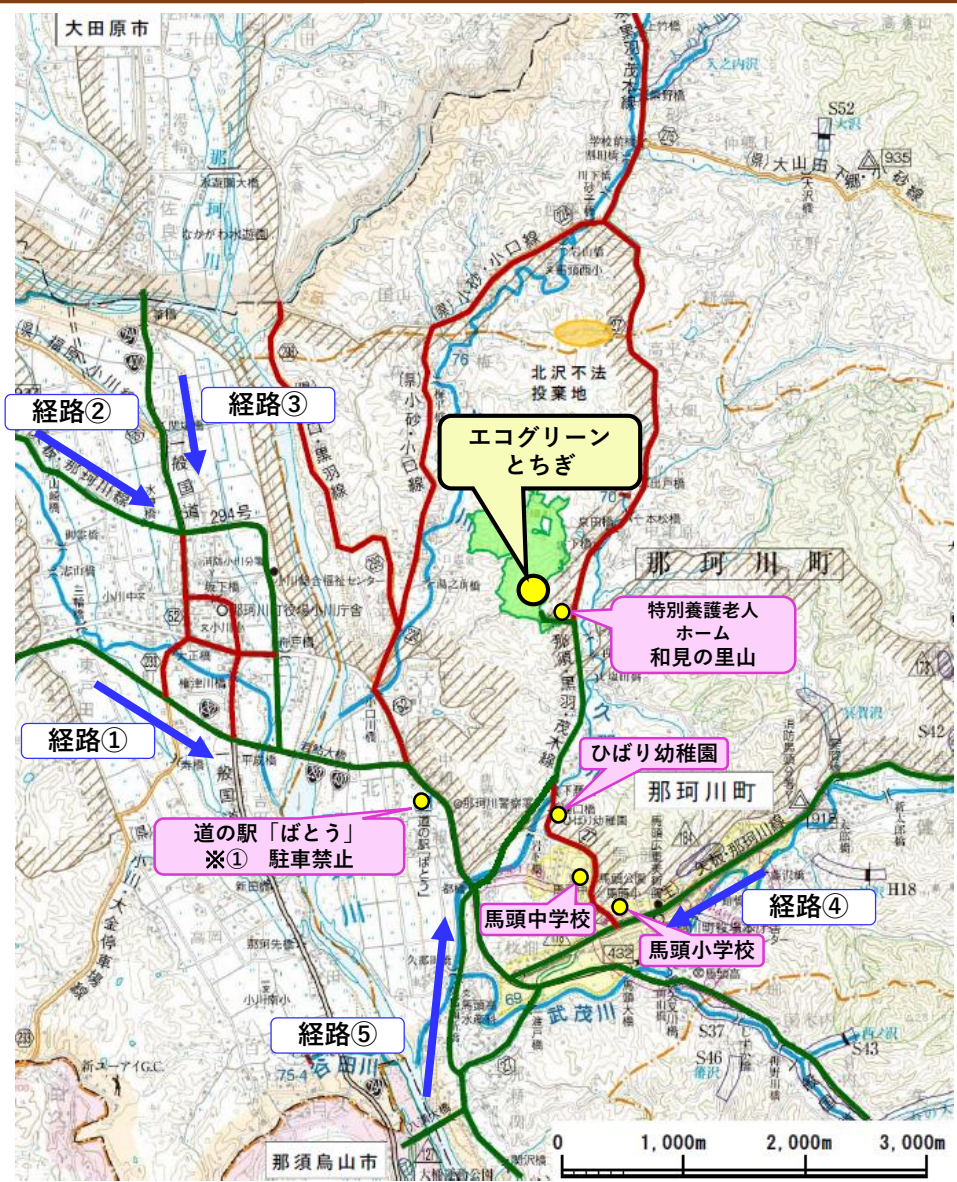
◇ 搬入物の目視検査

受付時に搬入物の目視検査を行います。指定の場所でシートを外して荷台全体が見えるようにしてから台貫へ乗ってください。



4. 搬入予約

車両通行に関するお願い



- 廃棄物運搬車両の通行経路
- 廃棄物運搬車両の通行禁止経路

※① 道の駅「ばとう」は廃棄物運搬車両の駐車が禁止となっております。ご理解、ご協力をお願い致します。

**あおり運転等なさらぬ様、交通ルールの遵守をお願いします。
那珂川町内の車両の通行は8:00以降をお願いします。**

搬入経路 動画解説

<https://cleantc.app.box.com/folder/311284744154?s=1ad98dsho4tamunz03iyw6p29emt0bj>



問合せ先 株式会社クリーンテックとちぎ
営業部
024-541-2817

box

【社外】エコグリーンとちぎ経路動画

①再生する動画をクリック

名前 ↑	更新日時	更新者
経路①.mov	2025年3月12日	コンテンツ管理者
経路②.ver1.1.mov	2025年3月12日	コンテンツ管理者
経路③.mov	2025年3月12日	コンテンツ管理者
経路④.ver1.1.mov	2025年3月12日	コンテンツ管理者
経路⑤.mov	2025年3月12日	コンテンツ管理者



マニフェスト記入例(産廃)

※太枠内が排出事業者様、運搬担当者様の記入箇所です。

交付年月日

マニフェストを交付
した年月日を記載

排出事業場

排出する場所の名称と所在地
を記載

交付担当者

実際に交付を担当した従業員の氏名。押印は法的には不要

事業者（排出者）

排出事業者の会社名と住所
を記載

産業廃棄物

普通/特管の種類、品目名
にチェック

最終処分の場所

委託契約書記載のとおり
チェック

運搬受託者

収集運搬業者の社名、住所
を記載

処分受託者

処分業者の社名、住所を記載

運搬の受託者

運搬担当者の記入欄・・・
実際に運搬を引き受けた者
が署名する（受領印不要）
B1票へ日付を記載

産業廃棄物管理票 (マニフ)				A票		見本	
交付年月日	2023 年 月 日		交付番号	整理番号	交付担当者	氏名 交付担当者氏名 (印)	
事 (排出者)	氏名又は名称 ●●●●● (株) (排出事業者の氏名又は名称)			事 (排出事業場)	名称 ●●●●● (株) ※実際に産業廃棄物を出す場所の名称		
	住所 〒 電話番号 排出事業者の住所・電話番号				所在地 〒 電話番号 実際に産業廃棄物を出す場所の住所・電話番号		
産 廃 棄 物	☒ 種類 (普通の産業廃棄物) ☐ 種類 (特別管理産業廃棄物)			数量 (及び単位)		荷姿	
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら (有害) ☒ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス (有害) ☐ 7010 引酸性廃油 (有害) ☐ 7425 廃油 (有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鉱さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥 (有害) ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸 (有害) ☐ 7427 廃酸 (有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ (有害) ☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ (有害) ☐ 7429 ばいじん (有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物 (有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不燃物 ☐ 7421 廃石棉等 ☐ 1000 動植物性残さ ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 鉱さい (有害)			トン・kg・m コンテナ1台分 等		コンテナ・ドラム缶・ バラ・フレコン 等	
	産業廃棄物の名称			汚泥			
	有害物質等			処分方法		管理型埋立	
	備考・通信欄			☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物		Na.1000	
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運 搬 者	氏名又は名称 株式会社 運送 (収集運搬会社)			運 搬 先 (処分事業場)	氏名 株式会社クリーンテックとちぎ		
	住所 〒 電話番号 収集運搬会社の住所・電話番号				所在地 〒 エコグリーンとちぎ		
	氏名又は名称 株式会社クリーンテックとちぎ			積 又 替 又 は 保 管	氏名 株式会社クリーンテックとちぎ		
	住所 〒 324-0612 電話番号 0287-82-7000 栃木県那須郡那珂川町和見1918番				所在地 〒 電話番号 栃木県那須郡那珂川町和見1918番		
運搬の最終 処分の委託	(受託者の氏名又は名称) 運搬担当者の氏名			運 搬 終了年月日	数量 (及び単位)		
	収集運搬業者が引受時に記載			年 月 日	年 月 日		
処分の委託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			処 分 終了年月日	最終処分 終了年月日		
	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)			年 月 日	年 月 日		
最終処分を 行った場所				照 合 確 認	B2票 年 月 日		
(直行用)					D 票 年 月 日		
					E 票 年 月 日		

類似品にご注意ください

数量、荷姿

数量（目安で可）と荷姿
を記載

産業廃棄物の名称

通称を記載してよい

有害物質等、処分方法

斜線を引く
【管理型埋立】と記載

備考・通信欄

該当する場合チェック
車両番号記入

運搬先の事業場

(処分事業場)
運搬先の処分場の名称、
所在地を記載

積替え又は保管

空欄または斜線を引く

5. 搬入

場内運搬のご案内

①ご入場(搬入路)



入り口の守衛が、予約時にお知らせいただいた**車両ナンバーと合っているかを確認いたします。**



②シート脱着場



シート脱着場へ停車し、**シート取り外しが完了した順番で**台貫へお乗りください。



③台貫計量(荷降し前)・受付



受付では、車両重量の計量と manifests の確認を行います。**入り口で一時停止し、青いパトランプが回転したら**台貫へご入場ください。台貫時に搬入物の**目視検査**を行います。

④処分場



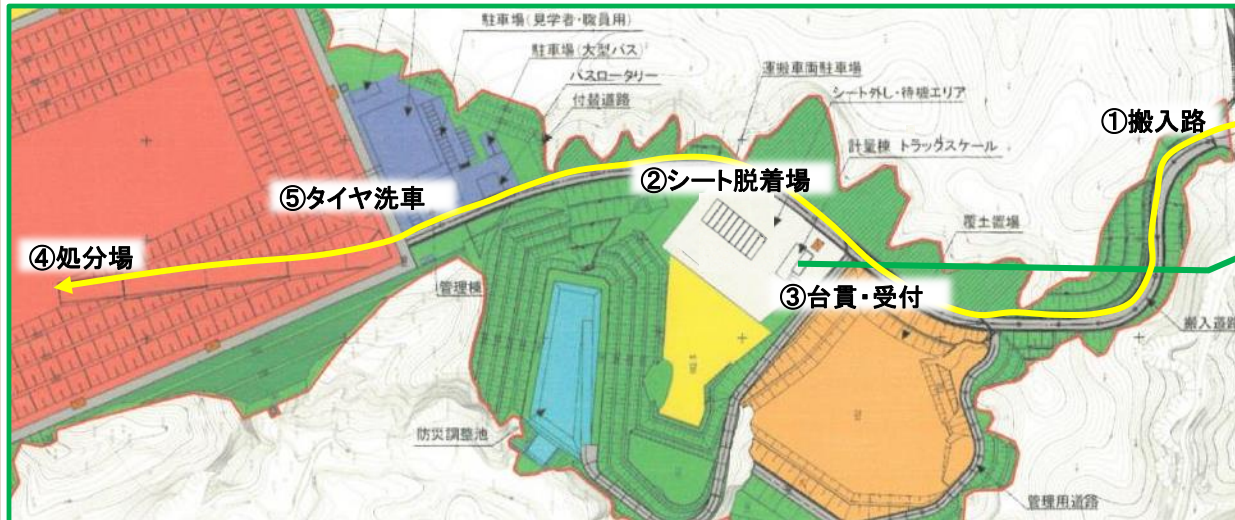
オペレータの指示に従い廃棄物を降ろしてください。

⑤タイヤ洗車



使用方法は現場オペレータにお尋ねください。

⑥台貫計量(荷降し後)



台貫両脇に設置しているカラーコーンの位置と荷台の中心部の位置を合わせてください。

注意事項

- ・処分場内での車両トラブルの解決、廃棄物漏洩時の清掃等の現状復帰はお客様の手配で実施していただきます。
- ・台貫侵入時は時速10km以下で進行してください。時速10km以上で通過されますとエラーとなり再計量が必要となります。再計量の際は待機列最後尾に並び直しが必要となりますのでご注意ください。

各種様式について

- 委託契約書
- 搬入予約申込書
- 安全管理講習会修了証
- 安全管理講習会実施報告書
- 不適合物通知書

委託契約書

P1

収 入
印 紙

契約書型番: 処分(積替無)

産業廃棄物処理委託契約書

排 出 事 業 者 : _____ (以下「甲」という。)、
処 分 業 者 : 株式会社クリーンテックとちぎ (以下「乙」という。)、
甲 の 事 業 場 : _____ から排出される産業廃棄物の処分に関して
次のとおり契約を締結する。

第1条(法令の遵守)
甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条(委託内容)

1. (乙の事業範囲)
乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

① 処分に関する事業範囲

区 分	産 業 廃 棄 物
許 可 都 道 府 県 ・ 政 令 市	栃 木 県
許 可 の 有 効 期 限	許 可 証 の と お り
事 業 の 範 囲	許 可 証 の と お り
許 可 の 条 件	許 可 証 の と お り
許 可 番 号	0 0 0 3 0 2 3 5 9 2 2

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類	数量	単価	金額

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2条第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事 業 場 の 名 称	株 式 会 社 ク リ ー ン テ ッ ク と ち ぎ エ コ グ リ ー ン と ち ぎ
所 在 地	栃木県那須郡那珂川町見 1918
処 分 の 方 法	最 終 処 分 (埋 立)
施 設 の 処 理 能 力	許 可 証 の と お り

4. (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名		
住 所		
区 分	産 業 廃 棄 物	
	発 生 場 所	処 分 場 所
許 可 都 道 府 県 ・ 政 令 市	栃 木 県	栃 木 県
許 可 の 有 効 期 限	許 可 証 の と お り	許 可 証 の と お り
事 業 の 範 囲	許 可 証 の と お り	許 可 証 の と お り
許 可 の 条 件	許 可 証 の と お り	許 可 証 の と お り
許 可 番 号		

5. (交通安全対策)

甲及び乙は、搬入業者に対する交通安全指導を行うとともに、廃棄物を運搬する車両の通行経路は、災害等やむを得ない事情がある場合を除き、別紙1に示す通りとするよう指導する。なお、甲が自ら搬入する場合は、乙が甲に対して交通安全指導を行う。

第3条(適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「産業廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」最新版を参照。))の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格 C0650 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対して速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通ずる。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」最新版の「容器貼付用ラベル」参照。))。

4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類: 本契約第2条、第2項に定めた品目の通り。

提示する時期又は回数: 必要に応じて

第4条(甲乙の責任範囲)

- 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
- 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む。))に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む。))に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条(再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条(義務の譲渡等)

乙は、本契約上の業務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条(委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストの裏又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条(業務の一時停止)

- 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

委託契約書

P2

第 9 条(手数料・消費税・支払い)

1. 甲の委託する産業廃棄物処分業務に関する委託手数料については、第 2 条第 2 項にて定める単価に基づき算出する。
2. 委託手数料の額が経済情勢の変化及び第 3 条第 2 項、第 8 条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する委託手数料についての消費税は、甲が負担する。
4. 甲は、乙に対し、甲が乙に毎月末までに委託した産業廃棄物の委託手数料を、翌月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。
5. 前項にかかわらず、乙は、甲に対して、必要に応じ、別途定める方法により委託手数料の支払を求めることができる。
6. 甲が第 4 項に違反して委託手数料の弁済を遅延したときは、弁済期の翌日から支払い済みに至るまで、年 14.8%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第 10 条(反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準じる者(以下、これらを「暴力団員等」という。))に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを相互に確約する。
- 一 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 二 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 三 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 四 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 五 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 六 自らまたは第三者を利用して、相手方または相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辭を用いる行為を行うこと
2. 甲または乙が、前項の確約に反して、暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、その相手方当事者は、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。
3. 甲または乙が、本契約に関連して、第三者と下請または委託契約等(以下、「関連契約」という。)を締結することができる場合において、当該第三者が暴力団員等あるいは第1項各号の一にでも該当することが判明したときには、その相手方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。
4. 甲または乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにも関わらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。
5. 第 2 項から第 4 項に基づき本契約を解除する場合は、解除した側は解除に伴う相手側の損害につき一切の賠償責任を負わず、また解除した側に解除に伴う損害が生じた場合には、相手側は損害賠償の責を負うものとする。

第 11 条(内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第 3 条第 2 項の場合も同様とする。

第 12 条(機密保持等)

1. 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。但し、乙が甲から得た書類等を栃木県の求めに応じて提出する場合はこの限りではない。
2. 甲は、乙が栃木県の要請に基づき第 2 条第 3 項の事業場内に定点カメラを設置し、主に地域住民が視聴するケーブルテレビに同事業場内の様子を配信することを承諾し、前項の機密保持義務に反しないことを確認する。

第 13 条(契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
- (1)乙の義務違反により甲が解除した場合
- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物

についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合には、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(2)甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害(弁護士費用、逸失利益を含む間接損害、特別損害を含むがこれらに限られない。)の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第 14 条(協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が協議をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第 15 条(期限の利益の喪失)

第 10 条第 2 項から第 4 項及び第 13 条第 1 項に基づき、乙が本契約を解除した場合には、乙からの通知催告がなくても、甲は乙に対する一切の債務について期限の利益を失い、甲は、直ちに債務の全額を弁済しなければならない。

第 16 条(合意管轄)

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 17 条(契約期間)

この契約は、有効期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本書1通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、甲は本書、乙は本書の写しを保有する。

令和 年 月 日

甲

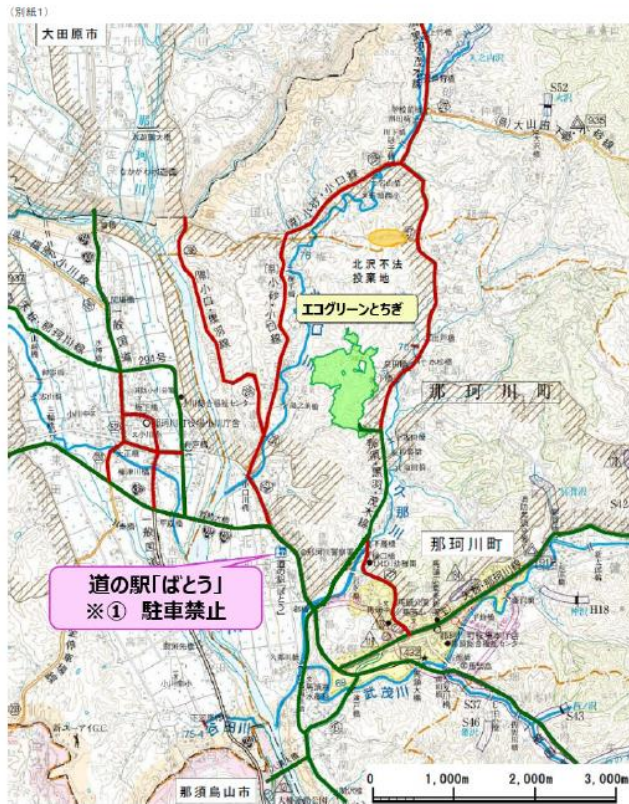
乙

栃木県那須郡那珂川町和見 1918
株式会社 クリーンテックとちぎ
代表取締役 安藤 由紀男

契約書型番:処分(種替無)

委託契約書

P3



● 廃棄物運搬車両の通行経路
● 廃棄物運搬車両の通行禁止経路

※① 道の駅「ばとう」は廃棄物運搬車両の駐車が禁止となっております。ご理解、ご協力をお願い致します。

搬入予約申込書

エコグリーンとちぎ 搬入予約申込書
【予約専用FAX】 03-5744-7939

★印部分ご記入の上、**搬入希望日前日の11:30まで**にご連絡ください。

※1車輻につき1枚ご記入ください。

回転する場合は搬入予定時間に回数分チェックしてください。

品目の追記や修正等、記入欄外への記入はなさないようにお願い致します。

送信日	送付社名	株式会社〇〇〇〇〇〇	TEL	XXX-XXX-XXXX
〇月〇日	ご担当者様	〇〇 〇〇	FAX	XXX-XXX-XXXX

排出事業者	株式会社〇〇〇〇〇〇	★ 搬入車両番号		
収集運搬業者	株式会社〇〇〇〇〇〇	1	2	3
★運搬担当者名 (フルネーム)	〇〇 〇〇	(安全管理講習会受講者に限る)		

★ 搬入御希望日 (土日祝日は休業)	月 日	★ 搬入回数	2 回
-----------------------	-----	--------	-----

【ア】 AM8:30~9:30 【イ】 AM9:30~11:30 【ウ】 PM1:00~2:00 【エ】 PM2:00~4:00

【オ】 PM4:00~4:30 (時間変更時は連絡をお願い致します。PM5:00までに退場完了願います。)

契約番号	品目	★荷姿		搬入予定 数量	★搬入予定時間				
		バラ	フレコン		ア	イ	ウ	エ	オ
BKY12345678	汚泥(0200)								

【 お客様メモ欄 】

【 クリーンテック使用欄 】

【 工事名 】 XXXXXXX XXXXXXX

【 排出場所 】 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

【 委託期間 】 YYYY/MM/DD~YYYY/MM/DD

《 お問い合わせ先 》 TEL 0287-82-7000

安全管理講習会修了証

エコグリーンとちぎ 安全管理講習会修了証

会社名
受講者 様

株式会社クリーンテックとちぎが開催したエコグリーンとちぎ安全管理講習会を修了したことを証します。

株式会社クリーンテックとちぎ

年 月 日

安全管理講習会実施報告書

株式会社クリーンテックとちぎ 御中

年 月 日

会社名: _____

安全管理講習会実施報告書

エコグリーンとちぎ 安全管理講習会（第 版）の内容について、下記の通り弊社運転手に講習を行いましたので、報告します。

記

1. 講習会実施日時
年 月 日（ ） 時 分～ 時 分迄

2. 講習会実施場所
場所: _____

3. 講習会実施者
講師: _____

受講者は以下の通りです。

No.	受講者氏名	No.	受講者氏名
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

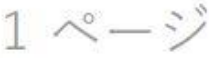
株式会社クリーンテックとちぎで実施した安全管理講習会の受講者が講師となって運転手に講習会を実施してください。

エコグリーンとちぎへ搬入を行う貴社の運転手全員に講習会を受講させてください。

講習会の記録として安全管理講習会実施報告書を株式会社クリーンテックとちぎまでご提出してください。また、写しを貴社でも保管してください。

問合せ先 株式会社クリーンテックとちぎ
営業部
024-541-2817

不適合物通知書

株式会社〇〇御中		株式会社クリーンテックとちぎ
不適合物通知書		
件名	契約外廃棄物の混入	
提出部署	株式会社〇〇	
収集運搬部署	××運搬株式会社	
品目	がれき類	
発生日時	年 月 日 時頃	
画像		
連絡事項	契約外廃棄物に該当するため、引き取りをお願いいたします。	
返信欄	※対応・再 発防止策等 ご記入くだ さい	

契約外廃棄物の混入や、荷姿が基準外の廃棄物をお持ち込みの際は、不適合物通知書にてご連絡いたします。

返信欄に引き取り日程等の対応や、今後の再発防止策を記入し、ご返信をお願いいたします。